

各務原市公共基準点管理保全要綱

(平成19年3月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）の規定に基づく公共測量により市が設置した測量基準点（以下「公共基準点」という。）の管理保全に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、1級基準点、2級基準点、3級基準点及び4級基準点（相当精度の基準点を含む。）であつて、かつ、永久標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全は、都市建設部管理課で行うものとする。

(閲覧)

第4条 公共基準点の測量成果又は測量記録を閲覧しようとする者は、公共基準点等閲覧申請書（様式第1号）により市長に対し申請しなければならない。

(公共基準点の使用手続等)

第5条 公共基準点を使用しようとする者は、公共基準点使用承認申請書（様式第2号）により市長に対し申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その申請事項を審査し、使用を認めるときは、公共基準点使用承認書（様式第3号）を当該申請者に交付する。

3 前項の規定により公共基準点の使用を認められた者（以下「使用者」という。）は、公共基準点使用承認書を常時携行し、市職員、公共基準点が設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 使用者は、公共基準点の使用を終了したときは、公共基準点使用報告書（様式第4号）によりその使用結果を市長に報告しなければならない。

5 第1項から前項までの規定は、岐阜県土地家屋調査士会が一定の使用期間を定めて公共基準点の使用の申請をする包括承認について準用する。この場合において、第1項中「公共基準点使用承認申請書（様式第2号）」とあるのは「公共基準点使用に係る包括承認申請書（様式第2号の2）」と、第2項中「公共基準点使用承認書（様式第3号）」とあるのは「公共基準点使用包括承認書（様式第3号の2）」

と、第3項中「公共基準点使用承認書」とあるのは「公共基準点使用包括承認書」と、前項中「公共基準点使用報告書（様式第4号）」とあるのは「公共基準点使用報告書（様式第4号の2）」と読み替えるものとする。

（工事施工の届出）

第6条 道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、公共基準点の付近でその効用に支障を来すおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第5号）を市長に提出し、公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去若しくは移転の承認を申請する場合は、この限りでない。

2 前項のその効用に支障を来すおそれのある工事とは、次の各号に掲げるものとする。

（1）掘削底両端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等

（2）車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為

（3）その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1）位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

（2）引照点図又は市長の指示する測量資料

（3）写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）

4 公共基準点付近での工事が竣工したときは、工事施工者は速やかに公共基準点付近での工事竣工報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告し、検査を受けなければならない。

（1）竣工写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）

（2）公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前と竣工後とが対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

5 公共基準点付近での工事により公共基準点の効用に支障を来す場合は、工事施工者は、公共基準点復旧承認申請書（様式第7号）を市長に申請し、公共基準点復旧承認書（様式第8号）により復旧の承認を受けなければならない。

（一時撤去又は移転）

第7条 工事施工者が、公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要が生じた場合に

は、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）
- (3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

2 市長は、前項の申請を受けたときはその内容を審査し、承認をするときは、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第10号）を当該申請者に交付する。

3 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第8条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障を来した場合又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去若しくは移転の請求があった場合は、原則として、当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能な場合は市長と協議の上その構造を変更することができる。

3 前2項の規定は、工事施工者以外の者で、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損したものについて準用する。

（機能回復の施工者）

第9条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として、原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、市が行うものとする。

- (1) 工事施工者による設置工事が困難な場合
- (2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合

2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続は、法第36条、第37条第3項及び第40条並びにその他関係法令に基づき都市建設部管理課で行う。

3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と市長と協議のうえ施工者を決定するものとする。

（設置工事）

第10条 工事施工者は、設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と

協議しなければならない。

- 2 設置工事は、原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は、市が有償により支給するものとする。
- 3 工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 設置工事が竣工したときは、工事施工者は速やかに公共基準点設置工事竣工報告書（様式第12号）に前項の写真を添えて市長に提出し、その検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修し、再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第11条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取り壊しに要する費用を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用は、原因者で工事施工者が負担する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

公共基準点等閲覧申請書

年 月 日

（あて先）各務原市長

住 所

氏名（名称）

電話番号 — —

（担当者名 ）

各務原市公共基準点管理保全要綱第4条の規定により、下記基準点の閲覧等を申請します。

区 分	閲 覧 等 を す る 公 共 基 準 点
閲 覧	

対応者 : ~ :

公共基準点使用承認申請書

(あて先)
各務原市長

年 月 日

住所
申請者
氏名

各務原市公共基準点管理保全要綱第 5 条第 1 項の規定により各務原市公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日から	年 月 日まで (日間)
測 量 地 域		
使 用 す る 公 共 基 準 点	計 点	
測 量 方 法		
測 量 計 画 機 関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

公共基準点使用に係る包括承認申請書

(あて先)
各務原市長

年 月 日

住所 岐阜県土地家屋調査士会
申請者
氏名 会長 印

各務原市公共基準点管理保全要綱第5条第5項の規定において準用する同要綱第5条第1項の規定により、各務原市公共基準点の使用について、下記のとおり包括承認を申請します。

使用目的	地積測量図の作成のための測量	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（1年間）	
測量地域	各務原市域	
使用する公共基準点	各務原市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点として取り扱われている点に限る)	
測量方法		
申請者	名称	岐阜県土地家屋調査士会
	代表者氏名	
	所在地	TEL
測量作業担当者	氏名	
備考		

公共基準点使用承認書

様

各務原市公共基準点の使用について、下記のとおり承認します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
測量地域	
使用する公共基準点	計 点
測量方法	
測量 作 業 機 関	名 称
	担 当 者
	所 在 地
TEL	
<p>承認条件</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20%;">各務原市長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 10%;">印</p>	
担当連絡先	各務原市都市建設部管理課 TEL 058-383-1111（ ）

様式第3号の2 (第5条関係)

公共基準点使用包括承認書	
様	
各務原市公共基準点の使用について、下記のとおり承認します。	
使用目的	地積測量図の作成のための測量
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(年間)
測量地域	各務原市域
使用する 公共基準点	各務原市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共 基準点 (使用時点で公共基準点として取り扱われている点に限る)
測量方法	
測量 作業 担当 者	氏名
承認条件	
第 号 年 月 日	
各務原市長 印	
担当連絡先	

様式第4号（第5条関係）

公共基準点使用報告書

年 月 日

（あて先） 各務原市長

住 所
届出者 名 称
担当者

各務原市公共基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
測 量 地 域		
使 用 し た 公 共 基 準 点	計 点	
使用承認番号	承認番号 号	
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
使 用 結 果 (精度)		
特 記 事 項	(故障点、異常点の状況を記載)	

様式第4号の2（第5条関係）

年 月 日

（あて先）
各務原市長

県土地家屋調査士会

会長

職印

公共基準点使用報告書

各務原市公共基準点の使用について、別紙のとおり報告します。

別紙

使用した公共基準点

記入に関する注意事項

※ 使用目的欄には、次のいずれかに該当する番号を○で囲んでください。

- 1 地積測量図作成のため使用した点
- 2 点検のために使用した点
- 3 異状のため使用を断念した点

※ 地積測量図に使用した場合は、備考欄に所在地番を記入すること

登録番号	土地家屋調査士名	使用点名	使用年 日	使用目的	備 考
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	
			年 月 日	1・2・3	

様式第5号（第6条関係）

公共基準点付近での工事施工届出書	
年 月 日	
(あて先) 各務原市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 住 所 報告者 名 称 担当者 </div>	
各務原市公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により下記のとおり届出 します。	
工 事 件 名	
工 事 場 所	各務原市 町 丁目 番地先
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
工 事 概 要	
公共基準点番号	
占 用 企 業 者	名 称
	代表者氏名
	所 在 地 TEL
工 事 請 負 者	名 称
	担 当 者
	所 在 地 〒 TEL
添 付 図 面	1 竣工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他

様式第6号（第6条関係）

公共基準点付近での工事竣工報告書		
年 月 日		
(あて先) 各務原市長		
住 所 報告者 名 称 担当者		
年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。		
工 事 件 名		
工 事 場 所	各務原市 町 丁目 番地先	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
公共基準点番号		
公 共 基 準 点 の 状 況	(1) 測量標のき損状態：	
	(2) 構造物のき損状態：	
	(3) その他：	
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	〒 ー TEL
添 付 図 面	1 竣工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他	

公 共 基 準 点 復 旧 承 認 申 請 書

年 月 日

（あて先） 各務原市長

申請者 住 所
氏 名

工事により異常をきたした公共基準点の復旧について、各務原市公共基準点管理保全要綱第6条第5項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復 旧 理 由		
復 旧 内 容		
復 旧 場 所	各務原市 町 丁目 番地先	
復 旧 す る 公 共 基 準 点		
復 旧 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
復 旧 工 事 請 負 者	名 称	
	代 表 者 氏 名	
	所 在 地	〒 ー Tel
備 考		

様式第 8 号 (第 6 条関係)

公共基準点復旧承認書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、次の
とおり承認します。

承認事項

復 旧 内 容	
復 旧 場 所	各務原市 町 丁目 番地先
復 旧 す る 公 共 基 準 点	
復旧完了期限	年 月 日とする

承認条件

第 号
年 月 日

各務原市長

印

担 当 連 絡 先

様式第9号（第7条関係）

公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書		
年 月 日		
(あて先) 各務原市長		
申請者 住 所 氏 名		
<p>工事により支障となる公共基準点の(一時撤去・移転)について、各務原市公共基準点管理保全要綱第7条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。</p>		
一時撤去・移転理由		
工 事 件 名		
工 事 場 所	各務原市 町 丁目 番地先	
一時撤去・移転する 公共基準点		
移転する場合の 移転候補地		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	〒 ー Tel
添 付 図 面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他	
備 考	※現況状況等を記載する。	

様式第10号（第7条関係）

公共基準点(一時撤去・移転)承認書

第 号
年 月 日

様

各務原市長 印

年 月 日に申請のありました公共基準点の（一時撤去・移転）について、次のとおり承認します。

承認事項	
移 転 先	各務原市 町 丁目 番地先
一時撤去・移転する 公共基準点	
復旧完了期限	年 月 日とする
承認条件	
担当連絡先	

公共基準点(一時撤去・移転)請求書

年 月 日

(あて先) 各務原市長

請求者 住 所
氏 名

各務原市公共基準点管理保全要綱第 7 条第 3 項の規定により各務原市公共
基準点の(一次撤去・移転) を次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請 求 場 所	各務原市 町 丁目 番地先
一時撤去・移転する 公共基準点	
請 求 期 限	年 月 日まで
備 考	

公共基準点設置工事竣工報告書		
年 月 日		
(あて先) 各務原市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 住 所 報告者 名 称 担当者 </div>		
年 月 日各務原市 第 号で承認を受けた公共基準点の（一時撤去・移転）について、公共基準点設置工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。		
工 事 件 名		
請 求 場 所	各務原市 町 丁目 番地先	
設 置 工 事 竣 工 日	年 月 日	
設置公共基準点番号		
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	〒 ー TEL
添 付 図 面	1 竣工写真 2 その他	